五所川原町報

北津軽郡五所川原町
発行所　五所川原町役場
電話（二八番　二二八番　三二九番）
発行兼編集人　庶務課　廣報係
印刷所　陸奥印刷株式会社

# 『白い羽根運動』

昭和二十九年度
日赤社員募集並社費収入精算報告書

一、社費収入高
一金　貳拾參万五千四百七拾円也
一、社費収入超過額調
一金　拾九万參千六百円也
縣割当目標額
一金　貳拾參万五千四百七拾円也
社費収入総額
一金　四万壹千八百七拾円也
差引起過額

一、精算調
一金　貳拾參万五千四百七拾円也
収入総額
一金　壹万壹千七百七拾四円也
収入総額 5/100 事務交付金
一金　貳拾貳万參千六百九拾六円也　差引送金高
但し送金は四月十九日日赤支部へ送金済

一、起過半額還付金
一金　貳万九百參拾五円也
日赤支部より補助金
右の通り御報告いたします。

迫て斯く好成績を得ましたことは一重に皆さまの格別の御協力の賜であり、厚く感謝いたします。甚々失礼乍紙上を以つて御礼申上げます。

五所川原町赤十字募金委員会

## 空気銃の使用及小鳥の飼養について

一、空氣銃で狩獵鳥獸を撃つときは必ず狩獵登錄票を受けて下さい。

◎狩獵鳥獸とは
すずめ、からす、うづら、のうさぎ、りす等です。
ひよどり、もず、つぐみは捕えることはできません。

◎狩獵期間は
毎年十一月一日から翌年三月十五日までです。
但しきじ、やまどりは毎年十一月一日から翌年一月十五日まで
おすいたち、きつね、たぬき、りす等は毎年十二月十五日から翌年二月末日までです。
この期間以外に空氣銃で鳥獸を捕えるときは知事の許可を受けなければなりません。

二、小鳥を飼養するときは必ず鳥獸飼養許可証を受けて下さい。

◎小鳥とは
めじろ、うぐいす、ひばり、やまがら、まひわ、うそ、ほゝじろ等の日本の鳥です。

◎許可の有効期間
許可を受けた日から一ケ年間です期限が切れたら改めて許可申請をしなければなりません。

三、右に関する受付又は問合はせ次の所でいたします

◎青森市においては
縣廳林務課（電二五四九）又は大町二丁目青森林務出張所（電六五二三）

◎郡部においては
各林務出張所（左の通り）
深浦町、鰺ヶ沢町、館岡村、五所川原町、弘前市、大鰐町、黒石町、小湊町、野辺地町、田名部町、川内町、大畑町、大三澤町の古間木、三本木町、七戸町、五戸町、田子町、向村、八戸市
これらの規定に違反した場合は一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられますから注意下さい
昭和二十九年四月　青森縣

## 第六回青森県統計大会に於ける表彰者

於　金木町小学校
（五所川原町内の分）

図表一般の部
標題
一等賞　提出者　五所川原保健所　齊藤　勇氏
主要死因による死亡率の年次推移

## 第四回懸賞論文募集

一、主催者　青森縣統計協会長
二、論題　要領
統計についての体験（統計調査員、報告者、実務従事者としての）を語る。
三、枚数
四百字詰原稿用紙五十枚以内（付表は枚数外とす）
四、締切期日
昭和二十九年七月三十一日（当日消印あるものは有効）
五、発表
統計通信（十月十日号）紙上
六、應募資格　制限なし
七、賞　金　一等　一一〇、〇〇〇円
二等　五、〇〇〇円
三等　二、〇〇〇円
八、審査員
全国統計協会連合会役員が当る
九、宛先
東京都千代田区三年町五
行政管理廳統計基準部内全国統計協会連合会
一〇、その他

◎1封皮には必ず第四回懸賞論文應募原稿と朱書すること。
2紙上名は隨意とするが住所、氏名、性別、年令、職業、勤務先を原稿の末尾に記入すること。
3應募原稿は返却しない、入選論文のうち特に優秀なものは統計通信に掲載する。
尚入選考に対する賞金は第五回全国統計大会（十月一日徳島市）の席上で行う。

## 我が町の人口

人口
世帯数
（四月末日現在）
一三、六二九
二、六九二

## 海外移民について

四つの島に久しく閉じこもつていた日本人に海外への門戸は今再び開かれた。
青森県海外移住協会は県の外団体として移民事務の一切を担任することになつた。
各市町村長のすいせんにより申込めば有資格は許可され、渡航費は貸付になります。土地問題で争つていないで雄飛すべきでしよう

参考
海外移住者資格
（入植地によつて異なるが大体共通したもの）
一、家族は五、六人で満十五才から五十才の働手が三人以上あり、擬制家族でないこと。
二、農業移民については世帯主が必ず農業者なること。
三、思想堅実で極右極左の傾向がないもので、開拓意欲の旺盛なものであること。
四、教育程度が原則として家族に旧制中学校か、新制高校の卒業生のあること。
五、健康状態は全員が肉体的欠陥のないこと。特に法定傳染病のないこと。
六、再渡航又は職業軍人でないこと
七、携帯金は十万円――二十万円以上の準備できるものなること。

該当者は洩れなくおいで下下さい。

左記
一、該当者
1昨年七月以降二十九年二月までの出生者
2都合で種痘を延期している幼児
二、期日
1　種痘　五月二十六日
二十七日
2　検診　六月四日
自　午前十時
至　午後四時（1・2共）
三、場所　旭町　江渡医院

## 定期種痘実施について

右について左の通り行いますから

四、料金　一名　二〇円

## 春季清潔法検査

右について左の通り行います。

記

一、期日
五月十七日（月曜日）
五月十八日（火曜日）
五月十九日（水曜日）
二、再検査期日
五月廿八日（金曜日）
三、雨天順延（小雨実施）
四、検査日割表

| | | |
|---|---|---|
| 中平井町 下平井町 | 五月十七日 | 午前 |
| 平井町 敷島町 | 〃 | 午後 |
| 新宮町 錦町 | 〃 | 午前 |
| 柏原町 幾島町 | 〃 | 午後 |
| 上平井町 岩木町 | 五月十八日 | 午前 |
| 寺町 | 〃 | 午後 |
| 大町 旭町 | 〃 | 午前 |
| | 〃 | 午後 |
| 本川端町 | 〃 | 午前 |
| 東屋町 | 〃 | 午後 |
| 布屋町 | 〃 | 午前 |
| 新生町 | 〃 | 午後 |
| 鎌谷町 柳町 | 五月十九日 | 一日 |
| 更生町 元町 | 〃 | 午前 |
| | 〃 | 午後 |
| 田町 栄町 | 〃 | 一日 |

## 自5月1日　至5月31日

◇ 町税滞納強力整理月間 ◇

1、本月は未納税金の総決算期でありますから完納に御協力をお願いします。

2、上記期間中強制完納して戴くまでうるさく訪問致しますから何卒完納にお協力下さい。

3、期間中に完納して戴けないときは誠に不本意ですが完納者に迷惑を及ぼすことになりますから滞納額の多い少いにかかわらず財産差押処分を執行致しますから悪しからずお諒解願います。

# 合併に関する参考

五所川原町、栄村、中川村、三好村
長橋村、松島村、飯詰村

## 1、基本組織　人口及び面積

昭和29年1月31日現在

| 町村名 / 区分 | 五所川原町 | 栄村 | 中川村 | 三好村 | 長橋村 | 松島村 | 飯詰村 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人口 | 12•946 | 3•150 | 3•560 | 3•342 | 4•155 | 4•306 | 3•749 | 35•208 |
| 世帯数 | 2•640 | 512 | 636 | 526 | 661 | 665 | 635 | 6•275 |
| 人口密度（粁当） | 3•119 | 246 | 347 | 245 | 127 | 323 | 91 | 276 |
| 総面積 | 4•15 | 12•77 | 10•73 | 13•62 | 32•48 | 13•31 | 40•98 | 127•54 |
| 宅地 | 0•74 | 0•36 | 0•40 | 0•85 | 0•51 | 0•42 | 0•27 | 3•55 |
| 田畑 | 1•86 | 5•78 | 6•53 | 8•53 | 8•45 | 8•83 | 4•53 | 44•51 |
| その他 | 1•55 | 6•63 | 3•30 | 4•24 | 23•52 | 4•09 | 36•18 | 79•48 |

## 2、議会

昭和28年9月15日現在

| 町村名 / 区分 | 五所川原町 | 栄村 | 中川村 | 三好村 | 長橋村 | 松島村 | 飯詰村 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有権者数 | 6•938 | 1•600 | 1•748 | 1•586 | 2•031 | 2•102 | 1•912 | 17•917 |
| 議員数 | 26 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 122 |
| 議員一人当有権者 | 267 | 100 | 109 | 98 | 127 | 131 | 119 | 146 |
| 合併後議員数 | | | | 30 | | | | |
| 合併後議員一人当有権者数 | | | | 597 | | | | |

## 3、学校施設

昭和29年1月1日現在

| 町村名 / 区分 | | 五所川原町 | 栄村 | 中川村 | 三好村 | 長橋村 | 松島村 | 飯詰村 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 学校数 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 14 |
| | 学級数 | 32 | 16 | 13 | 12 | 16 | 16 | 13 | 118 |
| | 職員数 | 46 | 19 | 19 | 15 | 19 | 23 | 17 | 158 |
| | 生徒数 | 1•816 | 539 | 421 | 463 | 558 | 533 | 526 | 4•856 |
| 中学校 | 学校数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 学級数 | 18 | 9 | 6 | 6 | 7 | 7 | 6 | 59 |
| | 職員数 | 31 | 11 | 10 | 10 | 9 | 10 | 10 | 91 |
| | 生徒数 | 839 | 225 | 223 | 244 | 287 | 274 | 252 | 2•344 |
| 高等学校 | 学校数 | 2 | | | | | | | 2 |
| | 学級数 | 30 | | | | | | | 30 |
| | 職員数 | 114 | | | | | | | 114 |
| | 生徒数 | 1•407 | | | | | | | 1•407 |

## 八十年前の村落併合状況

福士貞蔵

機運熟して五所川原町外六ケ村の併合は具体化し、茲に愈々理想的大五所川原の実現を見んとするに到つた事は、眞に悦ばしいことである。此の際約八十年前（明治九年）に於ける各村落併合の跡を観るも亦興味があるであろう。

◇五所川原村
五所川原（喰川―平井―柏原）四ケ村を併合して一ケ村とす。

◇長橋村
豊成―福山―浅井―野里―神山―松野木（福岡、下新里、若山、戸澤）石田坂、平町）十二ケ村を七ケ村とす

◇飯詰村
飯詰（朝日山）―下岩崎三ケ村を二ケ村とす。

◇栄村
七ツ館―廣田―稲実（岡田）―姥范―湊―（半田）七ケ村を五ケ村とした

◇松島村
水野尾―金山（天神、川代田）―米田（富外、末廣）―唐笠柳―石岡（二本柳）―吹畑―漆川―一野坪（狐鼻、石畑）―太刀打（富川、桃崎）十八ケ村を九ケ村とす。

◇中川村
川山―沖飯詰―櫻田―長橋―種井―新宮―田川（川元、赤堀）九ケ村を七ケ村とす

◇三好村
高瀬―鶴ケ岡―藻川三ケ村は元通り

（註）
五所川原の鎌谷、新屋敷、栄村の猫淵、松島村の野崎、悪戸、田中、宮田、前范、中村、尻無、飯詰村の味噌ケ澤、中川村の中泊等は獨立村でなく支村である。

## 農家のみなさんへ！

### 暖候期季節予報（第二回）

昭和二十九年三月三十日発表

中央気象台

今暖候期の天候につき、三月中旬までの資料を用いて調査した結果は次のとおりです。なおこの予想は今後の天候推移により変更されることがありますから各地の氣象台で出される三ケ月予報に留意していただきたい。

1 今暖候期の天候は変動がやや大きく、時々現われる高低温は、かなり強い見込みで、地域的には北海道方面にこの傾向が大きい。

2 変動が現われ、低温が起りやすい主な時期は多少のずれは考えられるが

（イ）四月上旬から五月初めの期間

（ロ）六月中旬（または上旬後半）から七月初めのつゆどき

（ハ）北日本では七月末から十月上旬その他は八月上旬から中旬の初め頃及九月後半期

（ニ）九月初め頃及び九月後半期なお見込みです。
本州の中部、および北部では四日下旬から五月始めにかけて晩霜がけねんされる。

3 天候が安定し高温に経過する主な時期は

（イ）五月始め（上旬半ば）から六月上旬の期間（五月下旬の初期を除く）

（ロ）八月後半期

（ハ）九月末から十月末までの期間と予想されます。

4 七月には例年より早目に夏型の氣圧配置が現われ前後に東日本の太平洋側では一時的変動がけねんされる外は、上旬後半から月末まで（北海道では下旬半ばは頃まで）おおむね順調（氣温高目、日照多目）に経過するものと期待されます。

5 八月の天候は七月末に高韓度地方に現われ南下する低温不順の時期があり北海道方面では割合長続きするおそれがあるので月を通じ良好とはいい得ない。

6 九月の天候は早冷の心配があり特に後半期にはかなりの低温が現われ、このため北日本の平均氣温はやや低く、また本州太平洋側では雨の日が多い。

7 つゆは例年並かやや早く起り六月上旬末から中旬一杯および六月末から七月始めにかけ平年を上廻りとくに西日本の一般に平